

食品関連事業者のための

# 容器包装 リサイクル法

▶ 法律制定の背景

▶ 法律の仕組み

▶ 法律の対象となる  
容器包装

▶ 再商品化の対象となる  
容器包装

▶ 再商品化義務のある  
事業者

▶ 再商品化の  
3つのルート

▶ 再商品化義務量の  
考え方

▶ 再商品化委託料金の  
計算方法

▶ 容器包装帳簿の作成と  
記載の手引き

▶ 義務を怠った場合の  
罰則

▶ 識別表示のポイント

▶ お問い合わせ先

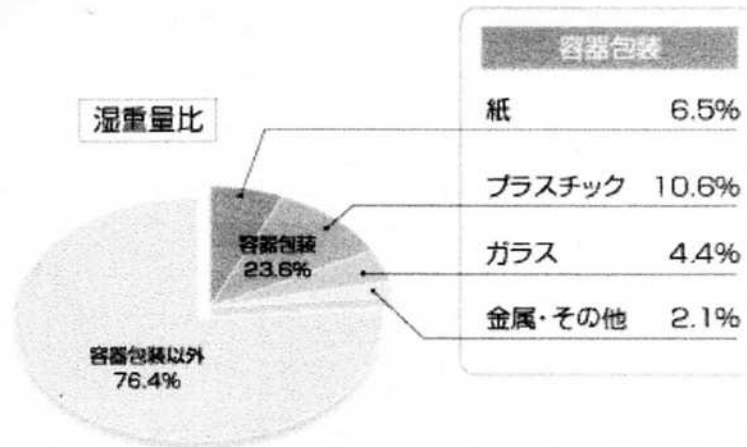
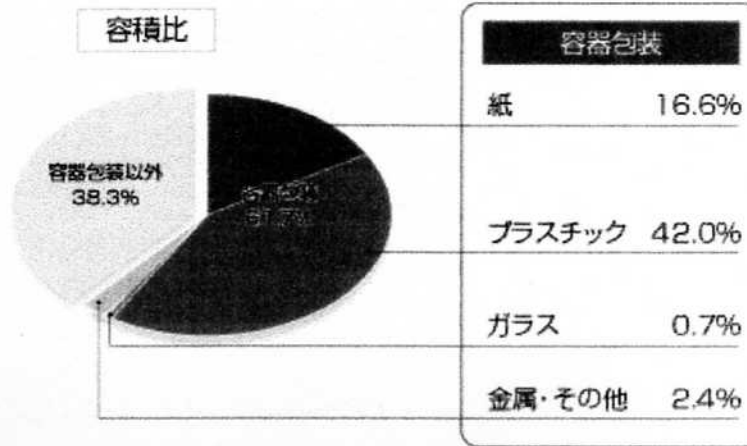
▶ トップページへもどる

## 家庭からでるゴミの約62%は容器包装です。

私たちの国は大量生産・大量消費によって大きく発展しましたが、その一方で、廃棄物は増え続け、これら  
がもたらす環境への影響は大きな社会問題となっています。その中身を見ると、容器包装廃棄物が容積比  
で約62%（湿重量比で約24%）と高い割合を占めています。

容器包装リサイクル法は、このような状況の中で容器包装廃棄物の減量化と再資源化を促進するために、  
平成7年に制定され、平成9年4月に一部施行、平成12年4月から完全施行されました。

■ゴミに占める容器包装廃棄物の割合  
(平成12年度環境省調べ)





# 容器包装リサイクル法



リデュース Reduce · リユース Reuse · リサイクル Recycle



トップページ >> 容器包装リサイクル法の改正 >> 容器包装リサイクル法の成果

## 容器包装リサイクル法の改正

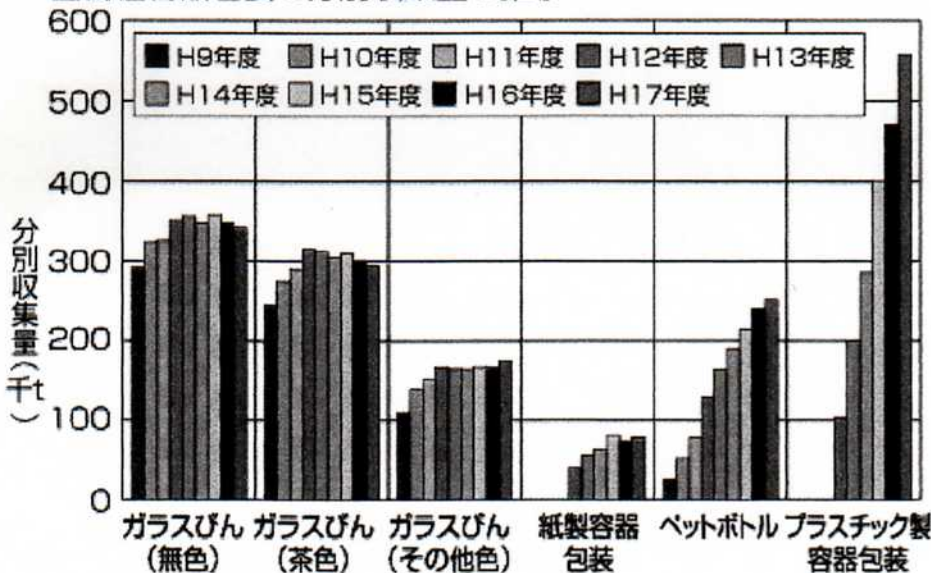
容器包装リサイク  
の改正

### ◆容器包装リサイクル法の成果

#### 1. 市町村による分別収集量の増加

分別収集を実施する市町村・分別収集量は増加傾向にあります。特に、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集量が大幅に拡大しています。

■各種容器包装の分別収集量の推移

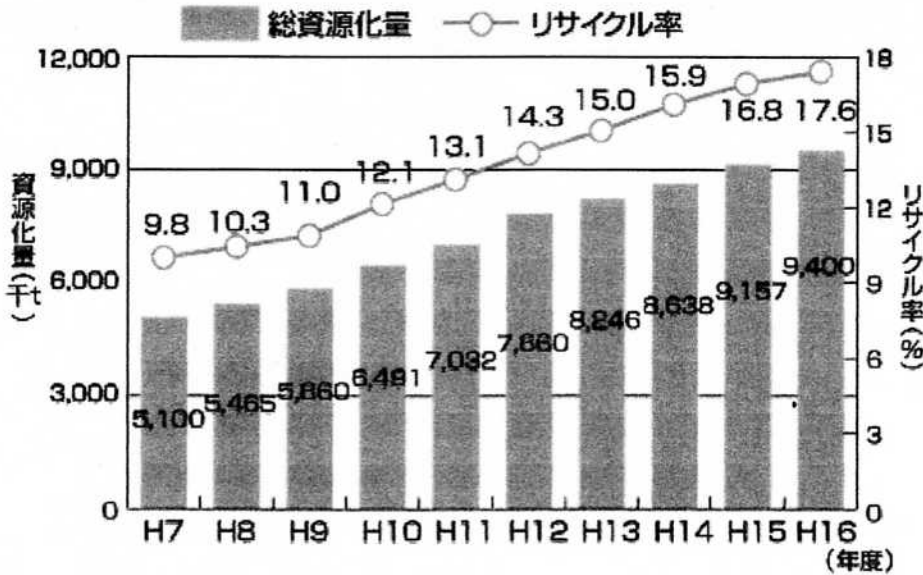


※紙製容器包装とプラスチック製容器包装は平成12年から集計しています。

#### 2. リサイクル率の着実な増加

容器包装リサイクル法の成立後、一般廃棄物全体のリサイクル率は、増加の一途をたどっています。

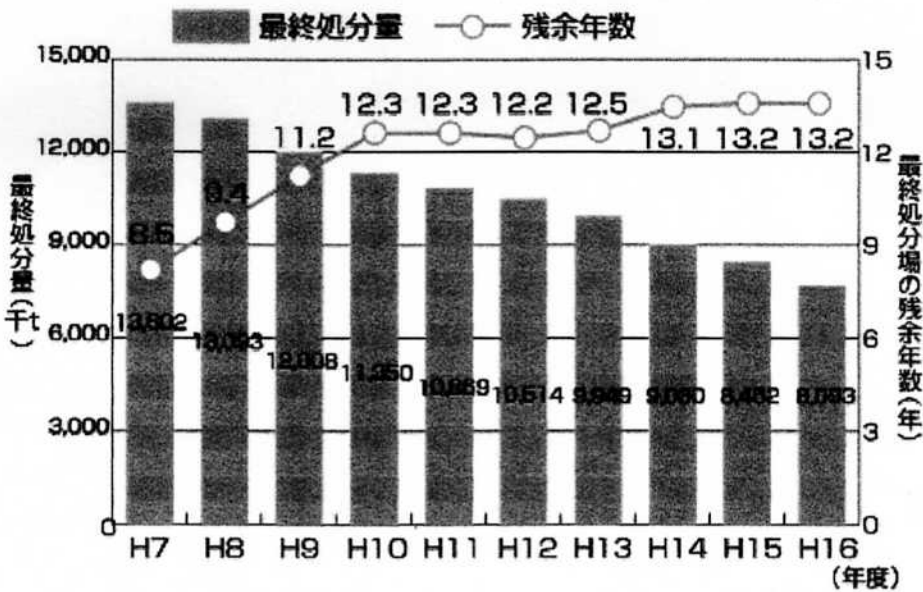
■一般廃棄物の総資源化量とリサイクル率の推移



3. 一般廃棄物の最終処分量の減少と最終処分場の残余年数の改善

リサイクルの進展もあり、一般廃棄物の最終処分量が年々減少しています。また、最終処分場の残余年数についても一定の改善が見られます。

■ごみの最終処分量の減少と最終処分場残余年数の改善



[▲このページのトップへ](#)

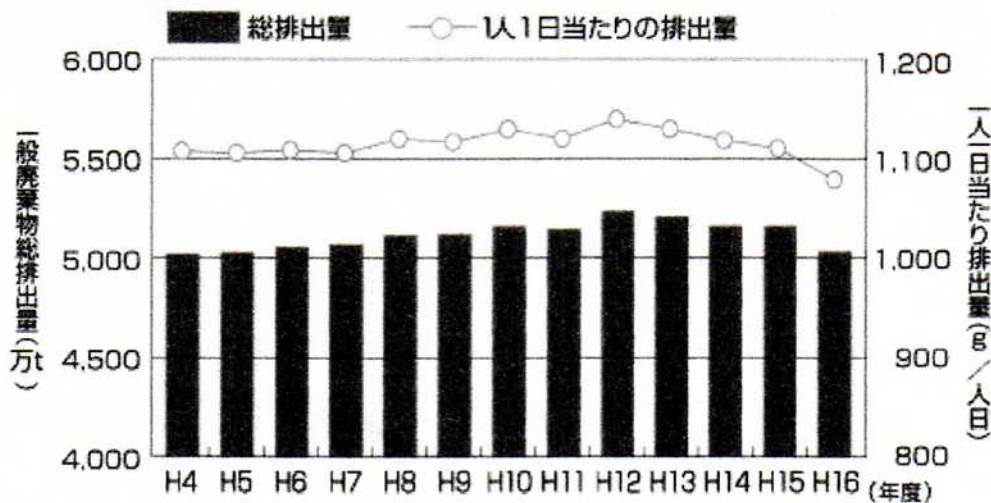
◆容器包装リサイクル法の課題

(1) 家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量の高止まり

家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量は横ばいとなっています。また、家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合も変わらず大きなものとなっています。

4

■一般廃棄物の総排出量と1人1日当たりの排出量



図：一般廃棄物、家庭ごみ及び容器包装廃棄物の排出量の推移

	平成9年度	平成12年度	平成15年度
一般廃棄物の排出量(千t)	51,200	52,362	51,607
家庭ごみの排出量(千t)	35,228	34,372	34,656
容器包装廃棄物の割合(容積比%)	55.53	61.76	61.32
容器包装廃棄物の割合(重量比%)	22.59	23.67	23.30

このため、リサイクルのみならず容器包装廃棄物の排出の抑制(リデュース)を一層推進する必要があります。

(2) 容器包装リサイクルに関する社会的コストの増加

容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に伴い市町村の負担が増加しています。

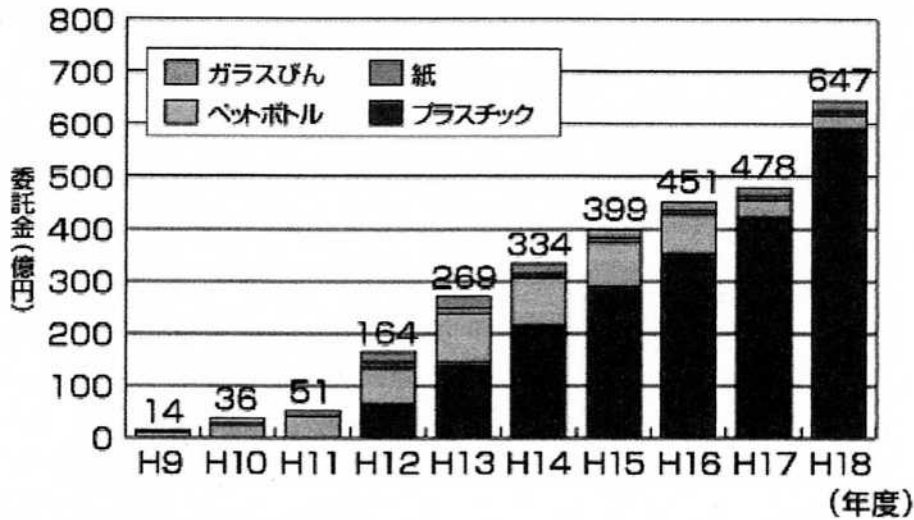
1. 市町村による分別回収・選別保管コスト: 約**3000**億円

2. ごみ処理量の減少による焼却・埋立て費用の削減分を差し引いた容器包装リサイクル法施行後の純増分: 約**380**億円

(環境省による平成15年度の推計)

また、特定事業者の支払う再商品化委託費も年々増加しています。

■特定事業者が負担する委託費の推移



※平成18年度は予算額

このため、分別収集・再商品化の効率化・合理化を推進し、社会的費用を抑制する必要があります。

(3)ただ乗り事業者の存在

再商品化義務が課せられているにもかかわらず義務を果たさない、いわゆる「ただ乗り事業者」が未だ一定数存在しており、事業者間の不公平が発生しています。

このため、事業者間の公平性を確保する必要があります。

(4)使用済ペットボトルの海外流出

住民と市町村の努力により集められたペットボトルの一部が海外に輸出されており、国内での再商品化の実施に支障が生じるおそれがあります。

このため、国内における円滑な再商品化を進める必要があります。

▲このページのトップへ

◆容器包装リサイクル法の見直し

平成16年からの約1年半にも及ぶ中央環境審議会等による審議、答申を踏まえ、平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立・公布されました。

見直しの基本的方向

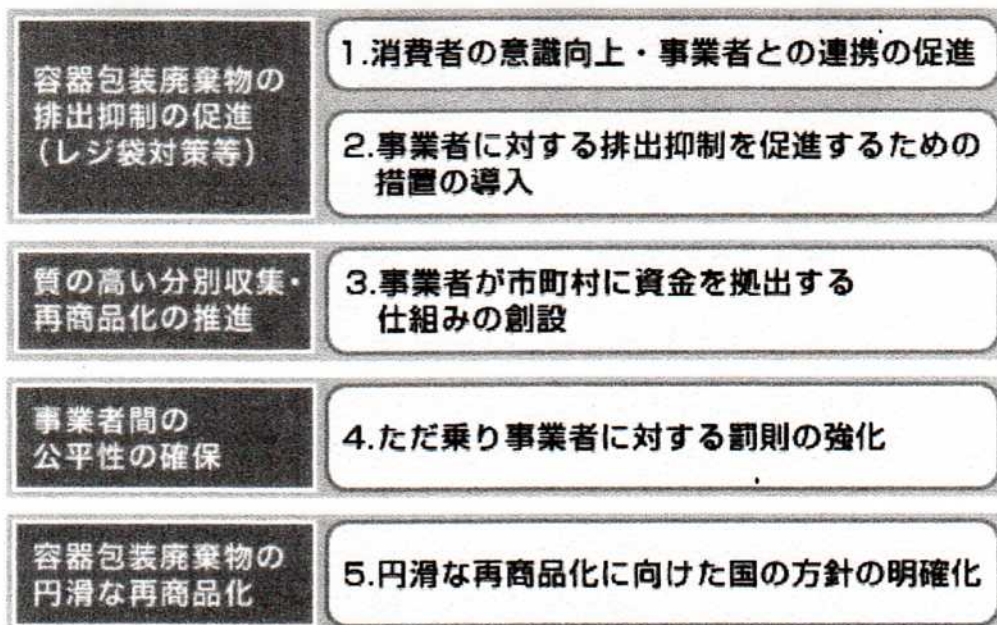
1. 容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進
2. リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
3. 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

改正容器包装リサイクル法は、平成18年6月9日に成立、6月15日に公布されました。

改正容器包装リサイクル法の概要

この基本的方向に基づき、容器包装リサイクル法の課題に対応することにより、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等を促進します。

6



▲このページのトップへ

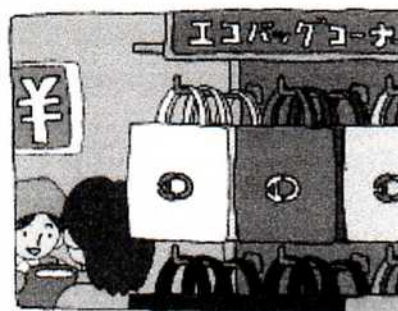
## ◆容器包装廃棄物の排出抑制の促進(レジ袋対策) [平成19年4月施行]

### 1. 容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の創設

環境負荷の少ないライフスタイルを提案しその実践を促す影響力のある著名人の方やオピニオンリーダー等を容器包装廃棄物排出抑制推進員として環境大臣から委嘱を行うこととしました。この推進員(愛称「3R推進マイスター」)には、容器包装廃棄物の排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を通じて、消費者のリデュースに関する意識啓発等について幅広く御活躍いただく予定です。

### 2. 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

事業者における排出の抑制を促進するための措置として、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、国が定める判断の基準に基づき、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出の抑制の促進等の取組を求めることとしました。また、容器包装を年間50トン以上用いる多量利用事業者には、毎年取組状況等について国に報告を行うことを義務付けることとしました。



## ◆私たちにできること

### アクション1 買い物袋を持参しよう!

レジ袋は1年間に約300億枚(1人1日約1枚)がごみになっています。また、容器包装全体の量では、容積で家庭ごみの6割を超えています。環境省では、容器包装ごみを削減するため、マイバッグやまいふろしきを持参してレジ袋を断ることを呼びかけています。自分の買い物バッグを持って、買い物に行くことを一つの楽しみにしてみませんか。

